

# 令和8年 第2回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和8年2月4日(水)  
午後1時30分  
場 所 川口市教育委員会室

## 日 程

### 1 開 会

### 2 点 呼

### 3 前回会議録の承認

(1) 第1回川口市教育委員会定例会会議録

### 4 教育長報告

(1) 事務の委任の協議について

— 1

(2) 市立高等学校における個人情報の漏洩事故について

— 当日 1

(3) 令和7年度川口市立学びの多様化学校転入学検討委員会の検討結果について

— 2

### 5 協議事項

### 6 議案の審議

議案第4号 3月市議会に係る議案の原案決定について【補正予算】

— 当日 2 (秘)

議案第5号 3月市議会に係る議案の原案決定について【当初予算】

— 当日 3 (秘)

議案第6号 3月市議会に係る議案の原案決定について【条例議案】

— 当日 4 (秘)

議案第7号 3月市議会に係る議案の原案決定について【条例議案】

— 当日 5 (秘)

議案第8号 3月市議会に係る専決処分の報告の原案決定について

— 当日 6 (秘)

議案第9号 川口市学校施設開放事業に関する規則の制定について

— 当日 7

### 7 その他

(1) 令和7年度川口市健康教育大会結果について

— 3

### 8 閉 会

# 教育長報告（1）

## 事務の委任の協議について

### 1 委任事務

川口市学校施設の使用料に関する条例（令和7年条例第96号）第4条に規定する使用料の減免及び同条例第5条ただし書に規定する使用料の還付並びに同条例別表の2 附帯施設の使用料の表に規定する運動場夜間照明施設の使用料の額に関すること。

### 2 委任開始期日 令和8年4月1日

### 3 委任理由

学校施設の使用料の減免及び還付に関する事務並びに附帯施設の使用料の額に関する事務については、地方自治法第180条の6第1項により、本来、市長の予算執行権の一部と解されるが、学校施設の管理運営を行う教育委員会で事務執行することで、より効率的に事務を行うことができるため、市長の権限を教育委員会に委任するもの。

## 教育長報告（3）

令和7年度川口市立学びの多様化学校転入学検討委員会の検討結果について

- 1 日 程 令和7年12月19日
- 2 内 容 教育委員会の諮問に応じて、不登校児童生徒の教育的支援に関し、必要な事項を審議するもの。
- 3 出席者 学識経験者（大学教授）、  
在籍学校長（または副校長・教頭）、指導課長、  
指導課主幹、教育研究所副所長、指導課主任指導主事、  
学務課担当者、担当指導主事、教育相談員
- 4 対象者 31名  
内訳 新中学1年生 16名  
新中学2年生 5名  
新中学3年生 10名
- 5 検討結果 31名への意見

転入学検討委員会意見	新中1	新中2	新中3	合計
学びの多様化学校が望ましい	13名	5名	7名	25名
教育支援センターが望ましい	3名	0名	3名	6名
合計	16名	5名	10名	31名

## その他（１）

令和７年度川口市健康教育大会結果について

- 1 日 時 令和８年１月２８日（水）午後１時３０分～午後４時３０分  
2 場 所 川口市立青木会館 ３階 会議室  
3 参加者 244名（令和６年度：282名）

《内訳》	(1) 来 賓	9名
	・川口市長・川口市議会議長・川口市医師会会長 ・川口歯科医師会会長・川口薬剤師会会長 ・川口市PTA連合会長 ・川口市学校給食運営審議会会長 ・川口市学校給食運営審議会委員（2名）	
	(2) 主催者	21名
	・教育長・川口市学校保健会長・川口市教育委員（4名） ・副教育長・学校教育部長・学校保健会副会長（2名） ・学校保健主事会会長・養護教諭部会長 ・学校栄養士研究会会長・学校保健会理事（8名）	
	(3) 学校関係者	100名
	(4) 表彰受賞者（重複は除く）	13名
	(5) 学校医（重複は除く）	1名
	(6) 学校歯科医（重複は除く）	6名
	(7) 学校薬剤師（重複は除く）	2名
	(8) PTA会員	55名
	(9) 記念講演講師・補助者	2名
	(10) スタッフ	35名
	合 計	244名

※ 会場の規模（座席数）により、各学校に依頼するPTA会員参加の呼びかけを昨年度から3名程度としております。

市立高等学校における個人情報の漏洩事故について

市立高等学校学校職員（以下A）が、生徒の個人情報が閲覧可能なサイト（東進共通テスト分析サイト）のURL、教師用ログインID、パスワードが記載されているメールを3年次全生徒（396人）に誤送信しました。

1 経 緯

1月21日（水）

12時08分頃 Aは、生徒に少しでも早く共通テストの分析結果を知らせようという思いから、生徒の個人情報が閲覧可能なサイト（東進共通テスト分析サイト）のURL、教師用ログインID、パスワードが記載されているメールを3年次全生徒（396人）に誤送信した。

<閲覧可能な個人情報>

3年次生徒氏名、クラス、出席番号、性別、共通テスト自己採点の得点、偏差値、順位、志望校判定、今までに受けた東進模試の結果

<誤送信に至った経緯>

本来、朝生徒に送るはずの連絡を送り忘れていたこともあり、Aは焦って対応していた。そのため、教師用 Teams 内で共有された「東進共通テストのURL及び教師用ログインID、パスワード」のことを生徒が分析結果を確認するために必要な情報だと勘違いし、そのまま内容確認を怠り送信してしまった。

12時35分頃 Aから報告を受けた3年次学年主任より副校長へ報告した。

12時45分頃 副校長・3年次主任より校長へ報告した。  
校長より、以下の3点指示を出した。  
① パスワードの変更とサイトの凍結  
② 生徒への連絡（メール）  
③ サイト閲覧ログの確認（東進へ依頼）

13時05分頃 閲覧サイトの教師用ログインID及びパスワードの変更が完了し、ログイン不可の状態となった。

13時25分頃 3年次生徒あてに、御配信したメールの削除すること、閲覧内容の2次的使用をしないこと、サイトからログアウトすることについてメールで指示を出した。

13時35分頃 全教職員で情報を共有した。

14時20分頃 校長が川口市教育委員会に報告した。

18時21分頃 3年次保護者あてに、本事案についての謝罪及び現状報告、さらに翌日以降の対応についてメールを送信した。

1月22日（水）～

3年次生徒へのアンケート調査及び聞き取り調査を実施し、事実確認を行った。

## 2 閲覧状況（調査結果）

- (1) メールを誤送信した396人のうち、79人が東進共通テスト分析サイトを閲覧
- (2) (1)のうち、34人が他者を含むデータを閲覧
- (3) (2)のうち、2人が他者を含むデータを入手 ※データは削除済み

## 3 原因

- ・教育公務員としての倫理観の欠如及び個人情報の正しい取り扱いに対する認識の欠如
- ・組織としての個人情報取り扱い規定の不徹底及び管理体制の不整備

## 4 対応

- (1) 1月28日（水） 学年集会を実施し、生徒へ謝罪及び説明
- (2) 1月28日（水） 臨時保護者会（3年次）を実施し、保護者へ謝罪及び説明
- (3) 1月28日（水） プレスリリース

議案第9号

川口市学校施設開放事業に関する規則の制定について  
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和8年2月4日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

## 川口市学校施設開放事業に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、市民の自主的な社会教育活動及び公共のための地域活動の振興を目的として川口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する学校施設開放事業に関し、川口市立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）の特例及び必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校施設開放事業 学校教育に支障のない範囲内において、自主的な社会教育活動又は公共のための地域活動を行う団体に対し、教育委員会が、学校の施設等を学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条、社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条第1項及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第1項に規定する利用に供する事業をいう。

(2) 施設等 川口市立小・中学校の運動場、体育館、武道場、テニスコート及びその他の学校の施設並びに附帯施設をいう。

### (教育委員会及び学校の責務)

第3条 教育委員会は、第1条の目的に資するため、施設等の管理運営体制の整備を図るものとする。

2 学校は、学校施設開放事業の趣旨を十分に踏まえ、市民による施設等の利用を推進するものとする。

### (施設等の利用)

第4条 教育委員会は、当該施設等の存する学校の校長（以下「校長」という。）の意見を聴き、学校教育上支障がないと認める場合に限り、教育委員会が別に定める施設等を利用させることができる。

### (施設等を利用することができる日等)

第5条 施設等を利用することができる日は、通年（1月1日から同月4日までの日及び12月28日から同月31日までの日を除く。）とし、利用することができる時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間の範囲内で、

校長の意見を聴いて、施設等ごとに教育委員会が別に定める。

(1) 川口市立小・中学校管理規則第3条に定める休業日 午前7時から午後9時まで

(2) 平日（前号に掲げる日を除く。） 午後5時から午後9時まで

2 施設の利用は2時間を単位として行うものとし、附帯施設の利用は1時間を単位として行うものとする。

（利用できるものの範囲）

第6条 施設等を利用することができるものは、5人以上の団体であって、その代表者が成年に達している者であるものとする。

（団体登録の申請）

第7条 施設等を利用しようとするものは、一の学校について年間を通じ毎月1回以上定期的に施設等を利用しようとするとき、又は年間12回以上利用しようとするときは、団体の登録（以下「団体登録」という。）を受けなければならない。

2 一の団体において団体登録の申請が可能な学校の数は、2校までとする。

3 団体登録の申請をしようとするものは、利用する年度ごとに、教育委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 川口市立学校施設利用団体登録申請書（様式第1号）

(2) 団体構成員名簿（様式第2号）

(3) その他団体登録の審査に必要な書類

（団体登録の承認等）

第8条 教育委員会は、前条第3項の申請があったときは、校長の意見を聴いて当該申請に係る事項を審査し、その結果を様式第3号の承認（不承認）書により当該申請をしたものに通知するものとする。

2 前項の承認書の交付を受けたもの（以下「登録団体」という。）は、教育委員会が必要と認めて資料の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

3 登録団体は、団体名、代表者、構成員その他の申請内容の変更があったときは、様式第4号の変更届を教育委員会に提出しなければならない。

4 校長は、教育委員会が指定する電子申請システムの利用その他の方法により、登録団体の構成員その他登録団体に関する情報を確認するものとする。

(団体登録の廃止)

第9条 登録団体は、団体登録を廃止しようとするときは、様式第5号の廃止届を教育委員会に提出しなければならない。

(団体登録の取消し)

第10条 教育委員会は、登録団体が偽りその他不正な手段により団体登録の承認を受けたとき、又は登録団体として適当でないと認めるときは、団体登録を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により団体登録を取り消すときは、様式第6号の取消書により登録団体及び校長に通知するものとする。

(協議会)

第11条 登録団体は、施設等の円滑な利用を図り、施設等の利用の予定等に係る調整を行うため、学校ごとに学校施設開放に関する協議会（以下「協議会」という。）を組織しなければならない。

2 協議会は、前項の調整を行うため、毎年度1回以上会議を行うものとする。

3 協議会に属する登録団体は、前項の会議にその構成員（成年に達している者に限る。）を1人出席させなければならない。

4 協議会は、校長又は校長から委任を受けた者の意見を聴き、校長が認める範囲内で第2項の調整を行わなければならない。

5 校長は、管理上必要な条件について、登録団体に対し、あらかじめ提示するものとする。

6 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(利用許可の申請及び許可)

第12条 施設等を利用しようとする登録団体は、教育委員会が指定する期日までに、様式第7号の申請書により教育委員会に申請しなければならない。

2 一の登録団体が施設等を利用することができる時間は、一の学校につき週18時間以内とする。

3 教育委員会は、第1項の申請に対し許可をするときは、様式第8号の許可証を交付するものとする。この場合において、教育委員会は、校長に対しその旨を通

知するものとする。

- 4 前項の許可を受けた登録団体（以下「利用者」という。）は、施設等の利用に際し、前項の許可証を携帯し、必要に応じて提示しなければならない。
- 5 教育委員会は、第3項の許可に際し、あらかじめ校長の意見を聴き、管理上必要な条件を付することができる。

（利用の不許可）

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 学校教育上支障があるとき。
- (3) 施設等を毀損するおそれがあるとき。
- (4) 物品の販売等営利又は有料の興行を目的とした催し等が行われるおそれがあるとき。
- (5) 政治的又は宗教的な活動が行われるおそれがあるとき。
- (6) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (7) 管理上支障があるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、利用が適当でないと教育委員会が認めるとき。

（夜間及び夏季における特例）

第14条 夜間に夜間照明施設の附帯する運動場を利用しようとするものは、当該夜間照明施設を併せて利用しなければならない。

- 2 夏季に空調施設の附帯する体育館を利用しようとするものは、当該空調施設を併せて利用しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第15条 利用者は、施設等が学校教育の場であることを踏まえ、これに支障のないよう常に善良な管理者の注意をもって施設等を利用しなければならない。

- 2 利用者は、校長が指定する範囲内において施設等を利用しなければならない。
- 3 利用者は、小学校にあっては放課後児童クラブの活動を、中学校にあっては学校部活動を妨げてはならない。
- 4 利用者は、川口市子どもの遊び推進条例（令和6年条例第49号）に基づく施

策による施設等の利用を妨げてはならない。

5 利用者は、第2項から前項までに掲げるもののほか、学校内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる行為のうち、校長の許可を受けたものにあつては、この限りでない。

- (1) 物品の販売その他商行為をすること。
- (2) 火気を使用すること。
- (3) 飲食をすること。
- (4) 喫煙をすること。
- (5) その他他人に迷惑を与える行為をすること。

6 利用者は、その責めに帰すべき事故について、責任を負うものとする。

(利用権の譲渡等の禁止)

第16条 利用者は、施設等の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の設置又は変更等の禁止)

第17条 利用者は、施設等に特別の設備を設置し、又は変更等をしてはならない。

ただし、一時的な設備の設置について、あらかじめ校長の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用許可の取消し等)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 利用者がこの規則に違反し、又は教育委員会若しくは校長の指示に従わないとき。
- (2) 利用者が第10条第1項の事由に該当したとき。
- (3) 利用の許可の申請に偽りがあつたとき。
- (4) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (5) 納期限までに使用料が納付されなかつたとき。
- (6) 第13条各号のいずれかに該当すると認められたとき。
- (7) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4及び第49条の7その他法令に基づき他に使用させるとき。

(8) 市又は官公署が緊急に使用するとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により利用の許可を取り消すときは、様式第9号の利用許可取消書により当該許可を受けた団体及び校長に通知するものとする。

3 利用者が第1項各号のいずれかに該当することにより同項の処分を受け、これによって損失が生じた場合であっても、教育委員会はその責めを負わない。

(原状回復の義務)

第19条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。前条第1項の規定により利用の許可の取消し又は利用の制限を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第20条 利用者は、故意又は過失により、施設等若しくは備品等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事故報告等)

第21条 利用者は、施設等若しくは備品等を毀損し、若しくは滅失したとき、又は利用者の負傷その他の事故があったときは、直ちに様式第10号の事故報告書に教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、校長に対しその旨を通知するものとする。

(使用料等)

第22条 施設等の利用に係る使用料については、川口市学校施設の使用料に関する条例（令和7年条例第96号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

2 前項の使用料を納付した利用者は、施設等の利用等に際し、当該使用料の領収証を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用料の減免)

第23条 条例第4条に規定する使用料の減額又は免除については、教育委員会が別に定めるところによる。

(使用料の還付)

第24条 利用者は、条例第5条に規定する還付を受けようとするときは、様式第11号の還付申請書兼請求書を教育委員会に提出しなければならない。

(実費負担)

第25条 利用者は、運動場夜間照明施設又は体育館空調施設の管理を怠ったこと  
によって生じた電気料金があるときは、その費用を負担しなければならない。

2 利用者は、利用者の責めに帰すべき事由により警備等にかかる費用が生じたときは、その費用を負担しなければならない。

(校長への委任)

第26条 教育委員会は、施設等の利用が一時的であるときは、施設等の利用の許可に関する権限を校長に委任するものとする。

2 前項の場合において、施設等の利用等については、第4条から第6条まで、第13条から第17条まで、第18条第1項及び第3項並びに第19条から前条までの規定を準用する。

(校長による優先利用の許可)

第27条 校長は、その必要があると認めるときは、一時的な利用を申請したものに対し、登録団体に優先して利用を許可することができる。

(施設等の利用に関する事務)

第28条 教育委員会は、施設等の利用に関する事務の一部を校長に行わせることができる。

(電子申請システムを使用した申請等)

第29条 この規則に定める申請及び届出等は、教育委員会が指定する電子申請システムを使用して行うことができる。

2 前項の申請に対する許可の通知等は、電子メールを送信する方法により行うものとする。この場合において、教育委員会は、校長に対しその旨を通知するものとする。

(その他)

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条第2項の規定にかかわらず、令和8年度の利用の予定等に係る調整については、教育長が別に定めるところによる。
- 3 令和8年6月1日から令和9年3月31日までの間の施設等の利用に係る第12条第2項の規定の適用については、同項中「週18時間」とあるのは、「週第28時間」とする。

(施行前の準備)

- 4 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

川口市立学校施設利用団体登録申請書

(あて先) 川口市教育委員会

団 体 名 称	フリガナ	
代 表 者 氏 名	フリガナ	年 齢
代 表 者 住 所	〒 ー	
	※住民登録地の住所を記載してください	
代表者電話番号 (携帯電話番号)	ー ー ( ー ー )	(※日中に繋がる電話番号をお願いします)
電子メールアドレス		
	(※教育委員会からの連絡先となります)	
団 体 構 成 人 数	指導者	人・一 般 人・中学生 人・小学生 人
	合計	人 (うち指導者を除く市内在住・在勤・在学 人)
団体の活動種目		
使 用 施 設	(学校名)	

必要添付書類

- (1) 団体構成員名簿(様式第 2 号)
- (2) その他団体登録の審査に必要な書類

確 認 欄	添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 団体構成員名簿(様式第 2 号)
		<input type="checkbox"/> その他団体登録の審査に必要な書類

※記入していただいた個人情報は、川口市学校施設開放事業の業務以外には利用いたしません。

## 団体構成員名簿 (1 / )

団体の名称					
No.	構成員氏名	年齢	年齢等区分	住所、勤務先又は学校名	区分
1	(代表者)		指導者・一般 障害者		市内・市外
2			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
3			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
4			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
5			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
6			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
7			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
8			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
9			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
10			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
11			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
12			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
13			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
14			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外
15			指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外

※記入していただいた個人情報は、川口市学校施設開放事業の業務以外には利用いたしません。

団体構成員名簿（2 / ）

団体の名称					
No.	構成員氏名	年齢	年齢区分	住所、勤務先又は学校名	区分
16		指導者・65歳以上・一 般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
17		指導者・65歳以上・一 般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
18		指導者・65歳以上・一 般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
19		指導者・65歳以上・一 般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
20		指導者・65歳以上・一 般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
21		指導者・65歳以上・一 般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
22		指導者・65歳以上・一 般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
23		指導者・65歳以上・一 般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
24		指導者・65歳以上・一 般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
25		指導者・65歳以上・一 般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
26		指導者・65歳以上・一 般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
27		指導者・65歳以上・一 般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
28		指導者・65歳以上・一 般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
29		指導者・65歳以上・一 般 中学生・小学生・障害者			市内・市外
30		指導者・65歳以上・一 般 中学生・小学生・障害者			市内・市外

※30名以上いる場合は2枚目の用紙のNo.を変えて（31～）作成してください。

※記入していただいた個人情報は、川口市学校施設開放事業の業務以外には利用いたしません。

川口市立学校施設利用団体登録承認（不承認）書

様

川口市教育委員会 印

次のとおり学校施設の利用団体として承認（不承認）します。

登録ID														
団体名称	フリガナ													
代表者氏名	フリガナ													
代表者住所	〒 ー													
代表者電話番号														
電子メールアドレス														
団体構成人数	指導者	人・一般	人・中学生	人・小学生	人									
	合計	人（うち指導者を除く市内在住・在勤・在学 人）												
団体の活動種目														
使用施設	(学校名)													
※不承認の理由														

川口市立学校施設利用団体登録変更届

(あて先) 川口市教育委員会

<b>登録ID(必須)</b>												
項目	変更前						変更後					
<b>団体名称(必須)</b>	フリガナ											
代表者氏名	フリガナ											
代表者住所	〒 ー											
代表者電話番号 (携帯電話番号)	( ー ー )						( ー ー )					
電子メールアドレス												
団体構成人数	指導者 人・一般 人・中 学生 人・小学生 人						指導者 人・一般 人・中 学生 人・小学生 人					
	合計 人(うち指導者を除く市内 在住・在勤・在学 人)						合計 人(うち指導者を除く市内 在住・在勤・在学 人)					
団体の活動種目												
変更年月日	年 月 日											

**※登録ID、団体名称及び変更する部分のみ記載してください。**

**構成員を変更(追加または削除)する場合は下記も記載してください。**

No.	構成員氏名	年齢等区分	住所、勤務先又は学校名	区分	追加 削除
1		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外	追加 削除
2		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外	追加 削除
3		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外	追加 削除
4		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外	追加 削除
5		指導者・65歳以上・一般 中学生・小学生・障害者		市内・市外	追加 削除

※記入していただいた個人情報は、川口市学校施設開放事業の業務以外には利用いたしません。

川口市立学校施設利用団体登録廃止届

(あて先) 川口市教育委員会

登録ID												
団体名称	フリガナ											
代表者氏名	フリガナ											
代表者住所	〒 —											
代表者電話番号 (携帯電話番号)	( — — )											
廃止年月日	年 月 日											
廃止の理由												

川口市立学校施設利用団体登録取消書

様

次のとおり学校施設の利用団体の登録を取り消します。

登録ID												
団体名称	フリガナ											
代表者氏名	フリガナ											
団体の活動種目												
使用施設	(学校名)											
取消理由												
取消日	年 月 日											

年 月 日

川口市教育委員会 印

川口市立学校施設利用申請書

(あて先) 川口市教育委員会

次のとおり利用したいので申請します。

団 体 名 称	
代 表 者 氏 名	
代表者電話番号 (携帯電話番号)	(       —       — —       —       )
利 用 目 的	
利 用 施 設	(学校名)
	(施設名)
利 用 日 時 ( 一 月 毎 )	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 ) 時 ~ 時 ( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )

利 用 日 時 ( 一 月 毎 )	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )
	年 月 日 ( 曜 日 )	時 ~ 時	( 空 調 ・ 照 明 ) ( 時 ~ 時 )

※記入していただいた個人情報は、川口市学校施設開放事業の業務以外には利用いたしません。

川口市立学校施設利用許可証

次のとおり利用を許可します。

年 月 日

川口市教育委員会



団 体 名 称	
代 表 者 氏 名	
利 用 目 的	
利 用 施 設	(学校名) (施設名)
利用許可日時	年 月 日 ( 曜日) 時 ~ 時 (空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日) 時 ~ 時 (空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日) 時 ~ 時 (空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日) 時 ~ 時 (空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日) 時 ~ 時 (空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日) 時 ~ 時 (空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日) 時 ~ 時 (空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日) 時 ~ 時 (空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日) 時 ~ 時 (空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日) 時 ~ 時 (空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日) 時 ~ 時 (空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日) 時 ~ 時 (空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日) 時 ~ 時 (空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日) 時 ~ 時 (空調・照明) ( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日) 時 ~ 時 (空調・照明) ( 時 ~ 時)

利用許可日時	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明)
			( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明)
			( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明)
			( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明)
			( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明)
			( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明)
			( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明)
			( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明)
			( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明)
			( 時 ~ 時)
	年 月 日 ( 曜日)	時 ~ 時	(空調・照明)
			( 時 ~ 時)

使 用 料	施設使用料 (市内・市外)	円	施設使用料の裁定	全徴・減額・免除
	附帯施設使用料	円	合 計	円

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分取り消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市教育委員会です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

川口市立学校施設利用許可取消書

団 体 名 称			
代 表 者 氏 名			
代表者電話番号			
利 用 施 設	(学校名)	(施設名)	
利 用 日 時	年	月	日 ( 曜日) 時 ~ 時
利用附带施設	( 空 調 ・ 照 明 )	時 ~ 時	

使 用 料	施 設 使 用 料 (市内・市外)	円	附 帯 施 設 使 用 料	円
	使用料の裁定	全 徴 ・ 減 額 ・ 免 除		
	合 計	円		

取 消 理 由	<p><b>川口市学校施設開放事業に関する規則第18条第1項第 号の事由に該当するため、上記利用許可を取り消します。</b></p> <p><b>具体的理由：</b></p>
---------	---

年 月 日

川口市教育委員会 

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分取り消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市教育委員会です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

(あて先) 川口市教育委員会

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_

携 帯 電 話 番 号 \_\_\_\_\_

### 事 故 報 告 書

このことについて下記のとおり報告します。

事 故 の 種 別	1 毀損事故      2 負傷事故      3 車両事故      4 その他			
発 生 日 時	年      月      日      時      分頃			
発 生 場 所				
毀損場所・程度				
負 傷 者	氏 名		生年月日	年   月   日生      男・女
	負傷の程度			
	保護者氏名	(※負傷者が未成年の場合のみ)		
	住 所			
	連 絡 先 (携帯電話番号)	(※未成年の場合は保護者の連絡先)		
受 診 機 関	名 称			
	住 所			
	連 絡 先			
事故発生の状況 (原因等詳しく)				
事故発生後の 経過措置 (報告状況など)				
今後の対応				

※記入していただいた個人情報は、川口市学校施設開放事業の業務以外には利用いたしません。

川口市立学校施設使用料還付申請書兼請求書

(あて先) 川口市教育委員会

団体名称	
代表者氏名	
代表者電話番号	
利用目的	
利用施設	(学校名)
	(施設名)
利用日時	年 月 日 ( 曜日 ) 時 ~ 時 ( 空調・照明 )

使用料	施設使用料 (市内・市外)	円	施設使用料の裁定	全徴・減額・免除
	附帯施設使用料	円	合計	円

上記申請に基づき既納した使用料を下記の事由につき還付申請します。

還付振込先	還付の事由			
	該当する要件の項目番号に○をしてください。 1 申請者の責めによらない理由により利用ができなくなったため。 2 公職選挙法第39条並びに災害対策基本法第49条の4及び同法第49条の7その他法令に基づき他に使用させるため利用の許可を取り消されたため。 3 市(教育委員会及び学校を含む)又は官公署が緊急に使用するため利用の許可を取り消されたため。			
	金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・信用組合 農協・ゆうちょ銀行		
	支店名	本店・支店・出張所		
	預金種目	普通・当座	口座番号	
	名義人(カタカナ)			

※記入していただいた個人情報は、川口市立学校施設開放事業の業務以外には利用いたしません。